コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Naigai Tec Corporation
最終更新日:2015年12月9日
内外テック株式会社
代表取締役社長 権田　浩一
問合せ先:03-5433-1123
証券コード:3374
http://www.naigaitec.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業価値や企業品質の向上を図る経営上の最重要課題の一つとして捉え、経営の透明性・公平性、経営の効率化・意思決定の迅速性、さらに経営監視機能の充実を目指し、各種施策に取組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社はコーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
権田　浩一	866,000	17.07
権田　益美	277,000	5.46
大塚　久子	263,000	5.20
内外テック社員持株会	159,200	3.13
高橋　祐実	156,000	3.07
権田　雄大	156,000	3.07
副島　眞由美	149,000	2.93
株式会社東京都民銀行	148,000	2.91
SMC株式会社	120,000	2.36
高津伝動精機株式会社	100,000	1.97

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福田　彰	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田　彰	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であります。	長年証券会社の業務・経営に携わっており、企業経営・金融に関する豊富な知識と経験から当社の社外取締役として適任であります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査室と内部監査計画の策定や内部監査室監査の立会の実施等において連携をとっております。
また、監査法人と定期的な意見交換会を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浅野　謙一	弁護士													
厚母　義夫	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅野　謙一	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であります。	弁護士であり、法務的観点から監査体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。
厚母　義夫		―――	金融機関をはじめとする各企業での豊富な経験や実績、幅広い知識と見識から監査体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

経営管理体制の強化や法令の改正等を勘案し、固定型報酬と成果型報酬を組み合わせた役員報酬制度の導入及び役員退職慰労金制度の廃止に伴う自社株取得報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1億円以上の報酬を受けている役員がいないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外取締役に対しましては管理本部がサポートを行っております。また、社外監査役につきましては常勤監査役及び管理本部がサポートを行っております。
社外取締役・社外監査役が、取締役会及びコーポレートガバナンス委員会に出席するにあたり、管理本部及びその他の当該部署は、事前に資料を配布し、要望に応じて説明を行うほか、更なる情報の提供を求められた場合は遅滞なく当該情報の提供を行っております。
また、社外監査役につきましては、監査役会の開催等によって、常勤監査役より情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

・取締役会
取締役会は6名（うち1名社外取締役）で構成されており、月1回の定例取締役会のほか、随時の臨時取締役会が開催され、法令及び定款や規程に定められた事項について意思決定を行うとともに、各取締役による職務の執行状況等について報告が行われ、取締役の職務執行の状況を監督しております。

・監査役会
監査役会は監査役3名（うち2名社外監査役）で構成されております。
月1回の定例監査役会のほか、随時の監査役会が開催され、必要な事項について決議や報告が行われております。なお、監査役は取締役会及び経営会議など重要な会議に出席し、意思決定のプロセスを監視するとともに、各営業所等への往査や重要な書類等の調査などで経営執行やコンプライアンス及びリスク管理状況等を監査しております。
また、内部統制システムの状況を監視しております。

・経営会議
社内取締役及び部長、主要子会社の代表取締役等で構成され、必要に応じて関係者が出席しております。また、常勤監査役が出席しております。
月1回の定例の会議において、取締役会や代表取締役の指示等に基づき、各業務部門・管理部門・子会社の執行に係わる事項、及びコンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制システムの確立に係わる事項について協議や報告を行っております。

・コーポレートガバナンス委員会
当社・主要子会社の代表取締役及び常勤監査役の3名と、社外取締役及び社外監査役の3名で構成されるコーポレートガバナンス委員会を平成27年4月より設置しております。
3ヶ月毎の定時のほか、随時に開催され、グループの効率的かつ実効的なコーポレートガバナンス体制の実現のための議論を行い、取締役会への提言と報告を実施しております。

・リスク管理体制の整備の状況
当社では、内的リスク及び外的リスクの発生を未然に防止するために、関係規程の整備を行うとともに、社長直轄の内部監査室と経営会議を設置しております。
内部監査室は、経営組織の整備状況及び業務運営の効率性を検討・評価・報告することにより、経営管理に寄与しております。
経営会議は、各業務部門・管理部門・子会社の執行に係わる事項について協議や報告を行うほか、平成27年4月よりコンプライアンス及びリスクマネジメント並びに内部統制システムの確立に係わる事項について協議や報告を行う体制に変更いたしました。
あわせて、コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する事項の情報の収集・分析・評価やモニタリングは、各部門長が行い、是正措置としてのリスク分析は、その発生部門及び品質保証部門や総務部門等の関連部署で行う等の体制の変更を実施しております。
また、当社及び主要子会社の管理部門長のほか、顧問弁護士を内部通報の窓口として設置しております。

・内部監査及び監査役監査
内部監査は業務執行部門とは独立し、社長が直接管轄する内部監査室が実施しております。内部監査室は内部監査責任者1名の構成となっておりますが、社長の承認により他の部署の者を監査業務に就かせることにより、内部監査規程及び内部監査計画並びに内部統制システムに係る実施基準に基づき、各部門や関係会社の業務活動の有効性や効率性、諸規程の適正性や妥当性を評価し、社長への報告並びに改善の提言を行っております。監査結果につきましては、監査終了後その都度社長及び取締役に報告するとともに、監査役に報告しております。
監査役監査は、監査方針・監査実施計画に基づき、取締役の職務の執行状況・財産の管理状況・計算書類等及び内部統制システムに係る監査の実施基準（チェックリスト）による内部統制システムの監査を実施しております。
監査における相互連携につきましては、監査役は監査法人と定期的な意見交換を行い、また、内部監査室と連携を図っております。

・会計監査の状況
当社は、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。当社と同監査人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
当社は経営の意思決定機能と、職務執行を監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化してまいりましたが、平成27年6月に実施いたしました定例株主総会において社外取締役の選任が決議されたことから、外部から客観的、中立の経営監督機能の充実がより一層図られていくものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	計算書類の作成日程や監査日程を十分に勘案し、招集通知の早期発想に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	一般的に株主総会が集中すると思われる日程は避けるようにしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会、第2四半期決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページのIR情報にIR資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部総務グループがIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章（倫理綱領）」「倫理基準」において各ステークホルダーとの関係について規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「企業行動憲章（倫理綱領）」「倫理基準」「環境保全に関する基準（環境方針）」を制定し、環境保全活動、CSR活動に取り組んでおります。 また、ISO14001の認証を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページを活用したステークホルダーに対する情報発信の取り組みを行っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「企業行動憲章」「倫理基準」「行動指針」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。役職員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合には直ちに取締役及び監査役に報告する体制を整備する。

(2) 法務担当部門等は、「倫理基準」や「コンプライアンス・マニュアル」の遵守状況を把握するとともに指導・教育等を行う。コンプライアンスに関する違反等の事態が発生した場合には、その内容及び対処案を取締役会及び監査役に報告する。

(3) 内部監査室を設置する。内部監査室は「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

(4) 職員の法令違反行為に関する相談及び通報を適正に処理する仕組みとしてコンプライアンス相談制度を設け、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス相談制度運営要領」に基づき運用を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報や文書は、「規程等管理規程」「文書管理規程」「営業秘密管理規程」「IT マニュアル」等に基づき、適正に内容を記録し、保存媒体に応じて適切に保存及び管理し、社外からの不正アクセスに備えるとともに、それらを閲覧することができる体制を整備する。

(2) IR担当部門は、重要な情報の適時開示、IRその他の開示の統括・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理体制として「リスク管理規程」を制定し、経営会議等において経営リスクの把握と管理を行う。

(2) 緊急時には「リスク管理規程」「経営リスク管理要領」「事業継続計画」等に基づき、緊急対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われるために取締役会を月１回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

(2) 年度計画及び中期経営計画に基づいた各部門の目標に対し、それらの執行状況を取締役会及び経営会議に定期的に報告する。

(3) 「職務権限規程」「稟議規程」等を制定し、業務執行に関する責任と権限を明確にし、業務の効率的運営を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、「関係会社管理規程」を定め、経営会議等において、子会社から子会社の財務情報その他の重要な情報の報告を受ける。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、「リスク管理規程」に基づき、経営会議等において子会社の事業に係るリスクの把握と管理を行う。

(3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「関係会社管理規程」を定め、子会社管理担当部署を置き、重要事項の事前協議や定期的に資料の提出を求めるなど必要な管理を行う。

(4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業行動憲章」「倫理基準」「行動指針」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。
当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理と子会社が認めた場合、また子会社の使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合には直ちに当社取締役及び当社監査役に報告される体制を整備する。

(5) 内部監査室は、子会社の監査を実施し、業務の適正を確保するものとする。

6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役は、監査業務に必要な事項を内部監査室に要請することができるほか、監査役が求めた場合には、監査役の職務を補助する専任の使用人を配置するものとする。

(2) 内部監査室は監査役の要請により取締役等の指揮命令を受けないものとする。また監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動及び評価等については、監査役の同意を必要とするものとする。

7. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為を発見した場合は、その事実に関する事項について、適時、適切な方法により監査役に報告を行う。
なお、監査役から会社情報の提供を求められたときには、遅延なく情報の提供を行うものとする。

(2) 当社の内部監査室及び子会社の内部監査部門は、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。

8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制の整備を行う。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理をする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が代表取締役社長並びに監査法人と定期的な意見交換を行い、また内部監査室と連携を図り監査役の監査が実効的に行われる体制を整備する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の整備を行うとともに、その運用状況を定期的に評価し、維持及び改善にあたる。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
反社会的勢力とみなされる個人及び団体とは、いかなる場合においても経済的な利益供与を行わないこと並びに社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、弁護士・警察・地域社会等と連携して毅然とした態度で組織的にその排除に取り組むことを定め、運用のための社内体制を整備する。

【内部統制システムの整備状況】
　内部統制システムの整備につきましては、平成18年5月12日開催の取締役会において内部統制システムに関する基本方針を決議し、その後取締役会にて見直しを行っております。（最終改正決議日　平成27年5月13日）

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】
　社会の秩序や安全に脅威を　与える反社会的勢力に対し、弁護士・警察・地域社会等と連携して毅然とした態度で組織的にその排除に取り組んでおります。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】
1.「反社会的勢力対策要領」の中に、反社会的勢力に対しては、断固たる態度で臨み一切の関係を排除し、警察等と連携して反社会的勢力排除に取り組むことを定めております。
2.（社）警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会員となっており、同会主催の各種研修会等には関連部門の社員を積極的に参加させ対応能力の向上に努めております。
3. 管理本部総務グループを対応部署とし、不当要求防止責任者を明確にし、反社会的勢力に対して対応できる体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 情報管理の徹底
　会社の内部情報については、社内の「インサイダー取引防止規程」に基づき、その取扱いに細心の注意を払うとともに、係る情報管理の徹底を行っております。

2. 情報管理責任者と担当部署
　会社情報の社内管理並びに会社情報の適時開示の管理責任者として、内部情報管理者を置いております。
　内部情報管理責任者は、担当部署である総務グループと連携して適時開示体制を構築しております。
　適時開示に関する財務状態及び経営成績、経営計画、事業の状況等の情報の取り纏めは、管理本部の各グループが担当し、管理本部長が情報開示責任者となっております。

3. 会社情報の報告
　当社及び当社の子会社において会社情報が生じたとき、その情報保有者は、遅滞なく直ちに所属部署の長を通じて内部情報管理者へその旨を報告します。

4. 情報の管理
　内部情報管理者は、会社情報の取り扱い担当部署（管理本部）と協議の上、係る会社情報が重要事実に該当するか否かの最終判断を行うとともに適時開示に向けて速やかに所定の手続きを取ります。

5. 情報の開示
　担当部署（管理本部）は、指揮・監督のもと、その具体的内容及び開示時期について起案し、取締役会に付議し、その承認決議後、速やかに開示します。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図

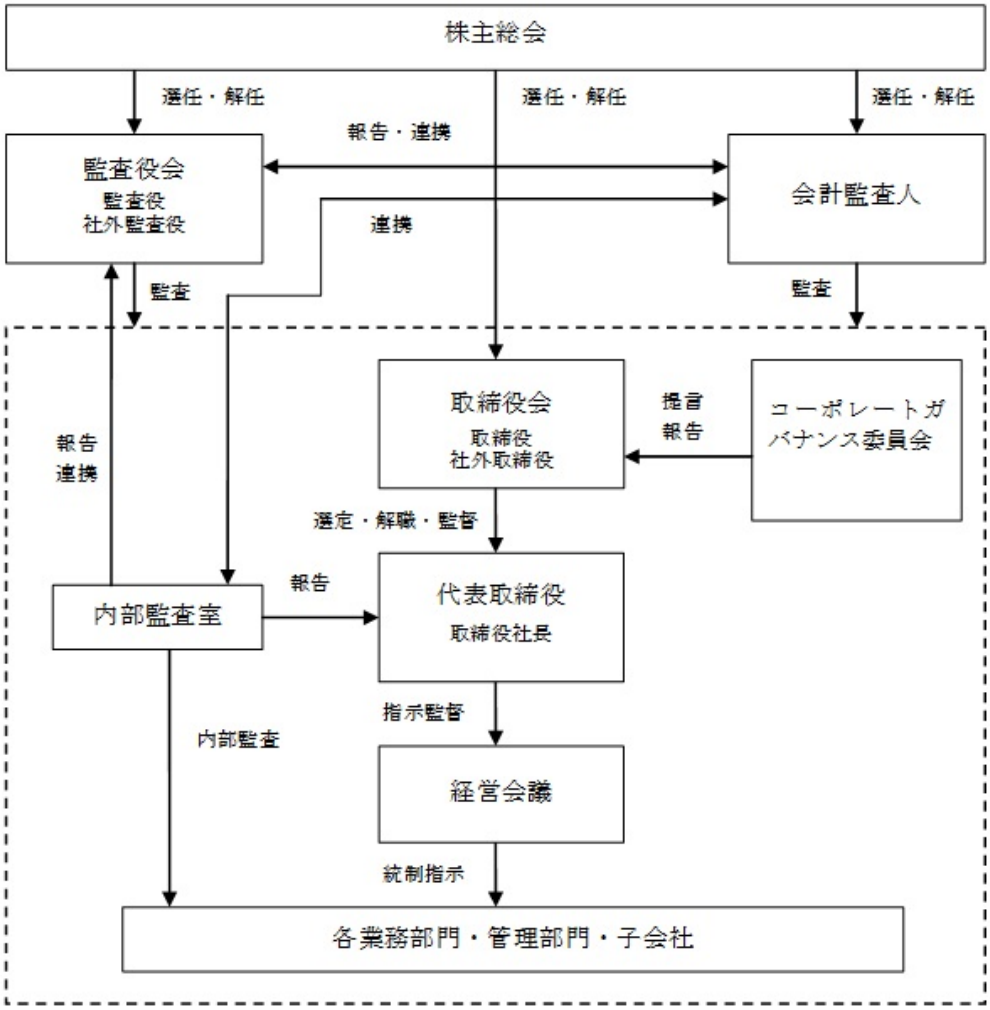

＜適時開示体制の概要（模式図）＞

